

◎新潟県告示第799号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおばクリニック長岡院	長岡市城内町2丁目6番地1 高野不動産ビル6階	令和7年5月18日